

公益財団法人 慶長遣欧使節船協会

【平成 24 年度】

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 損益計算書又は正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キヤッショ・フロー計算書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書

財団法人慶長遣欧使節船協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人慶長遣欧使節船協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市渡波字大森30番地の2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節に関する調査研究
- (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
- (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
- (4) 海事思想の普及・啓蒙
- (5) 委託を受けて行う宮城県慶長使節船ミュージアムの管理運営
- (6) 前各号の事業を実施するための施設の設置及び運営
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に、掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保を供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、総理事の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、宮城県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、若しくは信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の議決を経て、宮城県知事に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その議決を経ることができない場合には、その事業年度開始の日から 3 月以内に理事会の議決を経て、宮城県知事に届け出るものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、理事長は、理事会の議決を経るまでの間は、全事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規程による収入及び支出は、新たに成立した収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を経て、宮城県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(長期借入金の制限)

第 12 条 この法人が 1 年以上の長期借入れをする場合は、理事会において総理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、宮城県理事に届けなければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 13 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後 3 月以内に理事会の承認を得て、宮城県知事に届けなければならない。

第3章 役員等

(役員の種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 2人以上4人以内
 - (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 6人以上10人以内
 - (4) 監事 2人
- 2 前項に定めるほか、必要に応じ、理事のうちから専務理事及び常務理事を各1人置くことができる。
- 3 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 5 理事及び監事は相互にこれを兼ねることができない。
- 6 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、総理事の3分の1を超えてはならない。
- 7 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 8 監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。
- 9 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理するとともに、理事長、副理事長及び専務理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 理事は、理事会を行使し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役人の任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補佐又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会において総構成員の 4 分の 3 以上の議決に基づき、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規程により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならぬ。

(評議員)

第 18 条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員は、学識経験者、行政関係者その他のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
4 評議員のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、総評議員の 3 分の 1 以上を越えてはならない。
5 第 16 条及び前条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
6 評議員は、評議委員会を構成し、この寄附行為に定める職務を行う。

(会長)

第 19 条 この法人に会長を置く。

- 2 会長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3 会長は、各種の儀礼的行為を行い、かつ、この法人の業務の執行に関して、必要な助言を行うものとする。

(顧問及び参与)

第 20 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3 顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。
4 参与は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員等に対する報酬等)

第 21 条 役員、表皮委員、会長並びに顧問及び参与（以下「役員等」という。）には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

役員等には、費用を弁償に関し必要な事項は、評議委員会の議決により別に定める。

(事務局)

第 22 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局員には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

第23条 この法人の会議は、理事会及び評議員会とする。

(会議の構成)

第24条 理事会は、理事長、副理事長その他の理事をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(会議の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるものほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるものほか、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議するとともに、必要に応じてこの法人に関する重要事項に関し、理事長に建議することができる。
- 3 理事会において、第7条、第11条、第13条、第33条及び第34条掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(会議の開催)

第26条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。
- 2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 評議員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により解散の請求があったとき。
- 3 監事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第27条 会議は理事長が召集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号並びに第2項第2号及び第3号の場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(会議の定足数)

第29条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(会議の議決)

第 30 条 会議の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規程の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 32 条 会議の議事については、次の事項に記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 理事会にあってはその理事会に出席した理事の氏名、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、理事会にあっては、その理事会に出席した理事のうちから、評議員会にあってはその評議員会に出席した評議員のうちから、当該会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 33 条 この寄附行為は、理事会において総理事の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、宮城県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規程によるほか、理事会において、総理事の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、宮城県理事の承認があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財団は、理事会の議決を経、かつ、宮城県知事の許可を得てこの法人と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第 6 章 雜則

(委任)

第 35 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、宮城県知事の許可にあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

改正後の寄附行為は、平成5年12月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の寄附行為は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の寄附行為は、平成8年7月1日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

(平成24年8月9日現在)

役名	氏名	役職名	備考
代表理事	一力 雅彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	
副代表理事	鎌田 宏	仙台商工会議所会頭	
副代表理事	浅野 亨	石巻商工会議所会頭	
副代表理事	亀山 紘	石巻市長	
専務理事	濱田 直嗣	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	
理事	伊藤 敬幹	仙台市副市長	
理事	本木 隆	宮城県環境生活部長	
理事	後藤 宗徳	社団法人石巻観光協会会长	
理事	金成 有造	株式会社河北新報社常務取締役営業本部本部長	
監事	小野寺 好男	宮城県会計管理者兼出納局長	
監事	柴山 耕一	石巻市代表監査委員	
評議員	坂田 隆	石巻専修大学学長	
評議員	若生 正博	宮城県副知事	
評議員	佐藤 憲一	元仙台市博物館館長	
評議員	船渡 隆平	宮城県漁業協同組合専務理事	
評議員	西條 允敏	石巻市文化協会会长	
評議員	阿部 秀保	東松島市長	
評議員	加藤 秀郎	宮城県町村会理事兼事務局長	

平成24年度 事業報告

1 事業の概要

法人の目的である「慶長遣欧使節等の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場の提供により、地域の振興と青少年の健全育成に寄与する。」に向けて、従前より、積極的に公益目的事業等を行ってきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」に伴い、ドック棟（展示公開施設）は全壊し、また、同年4月下旬に復元船のフォアマスト等が折損し、平成24年度にその復旧工事が始まったところです。

以上により、慶長使節船ミュージアム（サン・ファン館）は、引き続き、休館とし、展望棟は復旧済みであることから、「(1)企画事業」は、可能な範囲で、慶長使節や出帆400年記念に関わる事業を臨時に開催し、「(2)慶長使節船ミュージアム管理運営事業」は、必要な維持管理を行い、「(3)復元船管理運営事業」についても、必要最低限の船体のメンテナンスを行いました。

また、ミュージアムの付帯施設として石巻市から指定管理を受けている「(4)サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業」等を行い、収益事業は、休館中のため休止としました。

2 公益目的事業

(1) 企画事業

慶長使節に関わる「船舶文化事業」、出帆400年記念に関わる「企画展示事業」及びサン・ファン祭り等を地域の団体個人と連携して行う「協賛事業」を実施した。

・船舶文化事業

事 業 名	開 催 月 日 等	備 考
①(出帆記念祭)	10月27日(土), 28日(日)	サン・ファン祭りに出帆記念日を位置付け
②萩浜小学校の校外学習に係る出前講座	7月23日(月) 場所:月浦(展望台)	小学生16人参加

・企画展示事業

事 業 名	開 催 月 日 等	備 考
①パネル展 「写真が語る今と昔の沿岸 ～慶長の先人が見た三陸の自然と災害～」	10月28日(日), 11月3日(土・文化の日) 11月13日(火)～18日(日) 場所:仙台市博物館	102人来場 828人来場
②慶長使節400年記念シンポジウム 「出帆400年に向かって ～慶長使節がもたらしたもの～」	11月3日(土・文化の日) 11月18日(日) 場所:仙台市博物館	74人参加 171人参加

・協賛事業（各実行委員会等の主催によるイベント）

事 業 名	開 催 月 日 等	備 考
①第19回サン・ファン祭り	10月27日(土), 28日(日)	パーク:4,900人来場 サン・ファン館:903人来館

(2) 慶長使節船ミュージアム管理運営事業

・ミュージアムの管理及び各種設備機器保安・保守

協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の事業者に再委託し、再開館を考慮した必要最低限の維持管理を行った。

- ①清掃業務
- ②施設管理業務
- ③警備業務
- ④昇降装置保守点検業務
- ⑤階段昇降機設備保守点検業務
- ⑥シアター動搖装置保守点検業務
- ⑦映像音響展示設備等保守管理業務
- ⑧電気設備管理保安業務
- ⑨植栽管理業務

休館中のため実施しなかった。

・企画広報

市報等を利用し、必要な広報活動を実施するとともに、現状について、ホームページ等で積極的に情報を発信した。

・ミュージアム企画運営委員会

ミュージアム(サン・ファン館)の再開館に向けての意見交換等を行った。

平成25年1月31日(木) 於:仙台国際ホテル

・サン・ファン館特別開館等

入館料無料開放…10月28日、11月3日 (両日とも、展望棟のみでシミュレーションシアターを除く)

「無休開館」、「開館時間延長」、「正月特別開館」については、休館中のため実施しなかった。

・慶長使節400年記念事業

関連事業として、前述の企画展示事業(パネル展・シンポジウム)を実施した。

また、出帆400年に合わせて、県内の博物館・美術館等の関連機関と地域を結ぶ媒体として、記念誌「航」を発刊した。

(3) 復元船管理運営事業

復元船を貴重な県民の財産として維持管理するため、宮城県が契約したフォアマスト等の復旧工事に係る連携・協力をを行い、施設船舶課において、小規模補修等を継続実施した。

また、木造船腐朽防止対策研究事業の一環として、設計者等の専門家を招聘し、今後の復元船の補修に係る助言・指導等をいただいた。

平成25年2月26日(火)・27日(水) 審田 直之助 氏 3月30日(土) 藤井 義久 氏

(4) サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されているパークは、ミュージアムの附帯施設として、来場者の憩いの場を提供している。

・立体駐車場…無料開放している。

協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に再委託し、安全性と効率性を確保した。

- ①清掃業務
- ②施設管理業務
- ③警備業務
- ④植栽管理業務

3 収益事業

(1) グッズ等販売事業

休館中のため販売休止とした。

4 法人管理

(1) 理事会・評議員会

平成24年度第1回理事会

平成24年5月29日(火) 於:仙台国際ホテル

平成24年度定時評議員会

平成24年5月29日(火) 於:仙台国際ホテル

平成24年度第2回理事会

書面表決で対応 みなし議決日:平成24年10月24日

平成24年度第3回理事会

平成25年2月15日(金) 於:仙台国際ホテル

平成24年度第2回評議員会

書面表決で対応 みなし議決日:平成25年3月18日

(2) 慶長使節400年記念事業

慶長使節400年記念事業の関係経費の一部として、300万円の積立を行った。

(平成22年度から平成24年度まで、各年度300万円の積立)

正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	17,262,147	17,262,177	△ 30
基本財産受取利息	17,262,147	17,262,177	△ 30
特定資産運用益	1,502	1,647	△ 145
特定資産受取利息	1,502	1,647	△ 145
受取入会金	0	0	0
受取会費	0	0	0
事業収益	108,268,190	136,037,116	△ 27,768,926
指定管理者事業収益	107,922,000	135,761,705	△ 27,839,705
グッズ事業収益	346,190	275,411	70,779
受取補助金等	5,392,324	1,831,320	3,561,004
受取国庫助成金	5,392,324	807,852	4,584,472
受取民間助成金	0	1,023,468	△ 1,023,468
受取負担金	8,500,000	0	8,500,000
受取負担金	8,500,000	0	8,500,000
受取寄付金	920,555	3,403,314	△ 2,482,759
受取寄付金	920,555	3,403,314	△ 2,482,759
雑収益	345,089	268,691	76,398
雑収益	345,089	268,691	76,398
経常収益計	140,689,807	158,804,265	△ 18,114,458
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	117,659,640	135,994,015	△ 18,334,375
臨時雇賃金	31,168,948	28,772,853	2,396,095
福利厚生費	105,008	319,922	△ 214,914
法定福利費	146,023	120,989	25,034
旅費交通費	4,008,625	4,334,875	△ 326,250
グッズ購入費	920,410	516,397	404,013
通信運搬費	307,297	165,829	141,468
減価償却費	509,290	369,768	139,522
需用費	3,805,601	5,454,689	△ 1,649,088
修繕費	3,980,002	2,666,764	1,313,238
印刷製本費	8,959,787	38,892,615	△ 29,932,828
燃料費	1,812,930	85,800	1,727,130
光熱水料費	291,378	318,809	△ 27,431
使用料及び賃借料	7,852,507	9,653,360	△ 1,800,853
保険料	1,174,975	1,969,652	△ 794,677
広告宣伝費	114,496	55,400	59,096
諸手数料	474,250	361,610	112,640
諸謝金	235,147	218,789	16,358
租税公課	257,096	55,714	201,382
支払負担金	2,239,969	84,200	2,155,769
支払助成金	8,500,000	0	8,500,000
委託費	400,000	0	400,000
食料費	34,947,025	29,944,429	5,002,596
雑費	41,746	34,438	7,308
管理費	5,407,130	11,597,113	△ 6,189,983
給料手当	9,568,279	10,076,707	△ 508,428
法定福利費	4,827,288	6,480,464	△ 1,653,176
福利厚生費	572,797	766,391	△ 193,594
会議費	9,101	15,293	△ 6,192
旅費交通費	208,477	84,400	124,077
	47,751	3,829	43,922

YAC税理士法人

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
通信運搬費	20,330	7,143	13,187
減価償却費	258,803	392,494	△ 133,691
需用費	3,000	75,567	△ 72,567
修繕費	140,345	121,027	19,318
印刷製本費	2,341,500	0	2,341,500
使用料及び賃借料	6,240	1,048	5,192
保険料	201,540	162,200	39,340
諸手数料	323,663	1,310,563	△ 986,900
諸謝金	0	33,429	△ 33,429
租税公課	118,294	137,547	△ 19,253
支払負担金	255,000	194,427	60,573
交際費	234,150	290,885	△ 56,735
経常費用計	127,227,919	146,070,722	△ 18,842,803
評価損益調整前経常増減額	13,461,888	12,733,543	728,345
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	13,461,888	12,733,543	728,345
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
固定資産除却損	0	10,617	△ 10,617
什器備品除却損	0	10,617	△ 10,617
固定資産減損損失	0	0	0
災害損失	0	0	0
雑損失	750,165	0	750,165
雑損失	750,165	0	750,165
経常外費用計	750,165	10,617	739,548
当期経常外増減額	△ 750,165	△ 10,617	△ 739,548
当期一般正味財産増減額	12,711,723	12,722,926	△ 11,203
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	12,639,723	12,650,926	△ 11,203
一般正味財産期首残高	84,405,142	71,754,216	12,650,926
一般正味財産期末残高	97,044,865	84,405,142	12,639,723
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
基本財産評価益	49,925,500	9,521,900	40,403,600
基本財産評価益	49,925,500	9,521,900	40,403,600
特定資産評価益	0	0	0
基本財産評価損	0	0	0
特定資産評価損	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	49,925,500	9,521,900	40,403,600
指定正味財産期首残高	1,008,109,500	998,587,600	9,521,900
指定正味財産期末残高	1,058,035,000	1,008,109,500	49,925,500
III 基金増減の部			
IV 正味財産期末残高	1,155,079,865	1,092,514,642	62,565,223

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日現在

公益財団法人慶長遣欧施設船協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	92,861,122	76,485,705	16,375,417
未収金	1,266,631	1,135	1,265,496
立替金	564,542	1,500,000	△ 935,458
仮払金	0	358,846	△ 358,846
貯蔵品	0	2,341,500	△ 2,341,500
商品	1,849,633	2,694,794	△ 845,161
流動資産合計	96,541,928	83,381,980	13,159,948
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,057,446,300	1,007,520,800	49,925,500
定期預金	588,700	588,700	0
基本財産合計	1,058,035,000	1,008,109,500	49,925,500
(2) 特定資産			
積立資産	9,000,000	6,000,000	3,000,000
特定資産合計	9,000,000	6,000,000	3,000,000
(3) その他固定資産			
車両運搬具	3	3	0
什器備品	7,705,245	11,633,549	△ 3,928,304
ソフトウェア	102,367	238,467	△ 136,100
電話加入権	268,160	268,160	0
その他の固定資産合計	8,075,775	12,140,179	△ 4,064,404
固定資産合計	1,075,110,775	1,026,249,679	48,861,096
資産合計	1,171,652,703	1,109,631,659	62,021,044
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,889,253	15,823,738	65,515
預り金	5,685	381,779	△ 376,094
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	605,900	839,500	△ 233,600
流動負債合計	16,572,838	17,117,017	△ 544,179
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	16,572,838	17,117,017	△ 544,179
III 正味財産の部			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	588,700	588,700	0
受贈投資有価証券	1,057,446,300	1,007,520,800	49,925,500
指定正味財産合計	1,058,035,000	1,008,109,500	49,925,500
(うち基本財産への充当)	1,058,035,000	1,008,109,500	49,925,500
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	97,044,865	84,405,142	12,639,723
一般正味財産合計	97,044,865	84,405,142	12,639,723
(うち特定資産への充当)	9,000,000	6,000,000	3,000,000
正味財産合計	1,155,079,865	1,092,514,642	62,565,223
負債及び正味財産合計	1,171,652,703	1,109,631,659	62,021,044

キャッシュ・フロー計算書

平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 3 月 31 日 まで

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	12,711,723	12,722,926	△ 11,203
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	4,064,404	5,847,183	△ 1,782,779
未収金の増減額	△ 1,265,496	506,525	△ 1,772,021
立替金の増減額	1,165,460	84,549	1,080,911
仮払金の増減額	358,846	△ 358,846	717,692
貯蔵品の増減額	2,341,500	122,500	2,219,000
未払金の増減額	△ 164,487	△ 11,567,047	11,402,560
預り金の増減額	△ 376,094	△ 711,833	335,739
未払消費税の増減額	△ 233,600	839,500	△ 1,073,100
その他	△ 49,152,339	△ 9,555,685	△ 39,596,654
小計	△ 43,261,806	△ 14,793,154	△ 28,468,652
4. 指定正味財産増加収入			
基本財産増加収入	49,925,500	9,521,900	40,403,600
指定正味財産増加収入	49,925,500	9,521,900	40,403,600
事業活動によるキャッシュ・フロー	19,375,417	7,451,672	11,923,745
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	3,000,000	3,000,000	0
定期預金積立支出	3,000,000	3,000,000	0
投資活動支出計	3,000,000	3,000,000	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,000,000	△ 3,000,000	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	16,375,417	4,451,672	11,923,745
V 現金及び現金同等物の期首残高	76,485,705	72,034,033	4,451,672
VI 現金及び現金同等物の期末残高	92,861,122	76,485,705	16,375,417

財産目録

平成 25 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金 預金	小口現金有高 七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店 宮城県文化財保護課 宮城ふるさとプラザ NTT東日本 ショッップ在庫 商品立替金	運転資金 運転資金(事業費管理用) 運転資金(石巻市委託管理用) 運転資金(利用料金管理用) 運転資金(預り金管理用) 運転資金(事業収入管理用) 運転資金(寄附金管理用) 運転資金(事業費管理用) 震災復旧助成金 イベント収入 公衆電話委託手数料 販売用グッズ ショッップ従事者人件費	73,862 68,108,403 13,851,222 7,185,334 508,090 119,449 887,055 2,127,707 1,261,806 4,510 315 1,849,633 564,542
流動資産合計				96,541,928
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	その他有価証券 第59回国債 第277回国債 第301回国債 第290回国債 第24回共同地方債 東京電力債 第108回国債 第122回国債 第1回千葉県公募公債 第60回国債 第93回国債	公益目的保有財産(51.7%)及び 法人活動に供する財産(48.3%) であり、運用益を公益目的事業 と法人管理の財源として使用し ている。	21,084,300 167,280,000 5,401,000 31,890,000 102,770,000 77,440,000 223,840,000 97,731,000 107,840,000 108,090,000 114,080,000 588,700 9,000,000 3
特定資産	定期預金 定期預金 車両運搬具 什器備品	七十七銀行渡波支店 七十七銀行渡波支店 中古車両3台 事務用品、消防設備等 復元船内展示物等 ラベルプリンタ 展示用絵画他 復元船調査用ソフト 会計用ソフト 電話加入権	同上 慶長使節400周年記念事業用	
その他固定資産	ソフトウェア 電話加入権		公益目的保有財産(ミュージアム) 公益目的保有財産(復元船) ショッップ用 法人管理用 公益目的保有財産(復元船) 法人管理用	4,053,055 3,269,105 19,125 363,960 7,367 95,000 268,160
固定資産合計				1,075,110,775
資産合計				1,171,652,703
(流動負債)				
	未払金	石巻市 三菱重工メトニクス 陽光ピュービス 石巻地区森林組合 石巻年金事務所 職員 電通東日本 東北電力 キヨウセキユウ 佐々木工業所 山西商会 岡部薬局 マイクロエレベータ 宮城労働局 カガク興商 写光オフィスパートナーズ 協立塗料	指定管理料精算額 シアター動搖装置保守費用 施設管理業務費用 復元船メイン・フォアマスト特殊材 社会保険料事業主負担分 職員手当等 ミュージアム展示装置保守点検 電気料金 警備料 船体補強材製作及び取付費用 復元船消火器 事務用品 エレベーター保守点検 労働保険確定分 ガソリン代 賃借料 復元船補修材料	5,385,080 2,079,000 1,918,350 1,260,000 1,016,180 1,566,088 848,925 655,426 370,671 225,484 177,480 126,919 105,000 68,654 30,754 19,365 16,852

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	預り金 未払法人税等 未払消費税等	その他 源泉所得税預り 宮城県 石巻市 石巻税務署	法人県民税均等割 法人市民税均等割 消費税精算額	19,025 5,685 22,000 50,000 605,900
流动負債合計				16,572,838
(固定負債)				
固定負債合計				
負債合計				16,572,838
正味財産				1,155,079,865

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
投資有価証券			国債等 64,504,225円 国債等 241,097,756円 国債等 80,365,919円 国債等 160,731,838円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
定期預金(基本財産)			七十七銀行 35,911円	企画事業
			七十七銀行 134,224円 七十七銀行 44,741円 七十七銀行 89,482円	ミュージアム事業 復元船事業 上記事業供用
定期預金(特定資産)			七十七銀行 9,000,000円	ミュージアム事業
什器備品			事務用品、消防設備等 4,053,055円 復元船内展示物等 3,269,105円 調査用ソフト 7,367円	ミュージアム事業 復元船事業 復元船事業
電話加入権			4回線 268,160円	ミュージアム事業
合計				

平成24年度 事業計画

1 事業の概要

法人の目的である「慶長遣欧使節等の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場の提供により、地域の振興と青少年の健全育成に寄与する。」に向けて、従前、積極的に公益目的事業等を行ってきたところである。

しかし、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」に伴い、ドック棟(展示公開施設)は全壊し、また、同年4月下旬に復元船のフォアマスト等が折損し、今後、復旧工事が行われる予定となっている。

以上により、慶長使節船ミュージアム(サン・ファン館)は、引き続き、休館となるが、展望棟は復旧済みであることから、「(1)企画事業」は、可能な範囲で、慶長使節や出帆400年記念に関わる事業を臨時に開催し、「(2)慶長使節船ミュージアム管理運営事業」は、県が実施するドック棟等の復旧工事に併せ、必要な維持管理を行い、「(3)復元船管理運営事業」は、県からの委託を受け、フォアマスト等の復旧工事等を行うこととする。

また、ミュージアムの付帯施設として石巻市から指定管理を受けている「(4)サン・ファン・パウティスターク管理運営事業」等を行うこととするが、収益事業は、休館中のため、原則休止とする。

(平成24年度 開館日数:数日程度(臨時イベント) 入館者見込み人数:5,000程度)

2 公益目的事業

(1) 企画事業

慶長使節に関わる「船舶文化事業」、出帆400年記念に関わる「企画展示事業」及びサン・ファン祭り等を地域の団体個人と連携して行う「協賛事業」を実施する。

・船舶文化事業

事業名	開催月日等	備考
① 出帆記念祭(仮称)	10月28日(日)	
② サン・ファンイルミネーションツリー(仮称)	11月中旬～1月中旬、3月中旬(予定)	
③ 「サン・ファン館長等とともに探る慶長使節の謎(仮称)」(出前講座)	随時	事前申込で対応

・企画展示事業

事業名	開催月日等	備考
① 慶長使節関連展覧会(仮称)	時期未定	※出帆400年記念関連事業
② 慶長使節関連シンポジウム(仮称)	時期未定(2会場で開催予定)	※出帆400年記念関連事業

・協賛事業 (各実行委員会等の主催によるイベント)

事業名	開催月日等	備考
① サン・ファン祭り	10月下旬(予定)	※出帆記念祭との同時開催を検討
② サン・ファン感謝デー(年3回程度を予定)	5月中旬～下旬(予定)	
	8月中旬～下旬(予定)	
	時期未定	

(2) 慶長使節船ミュージアム管理運営事業

・ミュージアムの管理及び各種設備機器保安・保守

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に再委託し、安全性と効率性を確保する。

なお、大震災に伴う復旧工事に併せ、再開館を考慮した必要な維持管理を行う。

- ① 清掃業務
- ② 警備業務
- ③ 昇降装置保守点検業務
- ④ 階段昇降機設備保守点検業務
- ⑤ シアター動搖装置保守点検業務
- ⑥ 施設管理業務
- ⑦ 映像音響展示設備等保守管理業務
- ⑧ 植栽管理業務
- ⑨ 非常用発電機保守業務
- ⑩ 電気設備管理保安業務

・展示解説

休館中のため、実施しない。

なお、臨時イベントの際の展示解説は、必要に応じ、実施する。

・企画広報

市報等を利用し、必要な広報活動を実施するとともに、再開館を目指し、サン・ファン館を含む石巻圏の文化・観光等の現状について、ホームページ等で積極的に情報を発信し、また、必要に応じ、エージェント等へのPR等も実施する。

・ミュージアム企画運営委員会

復旧工事等の状況を勘案の上、年2回程度開催し、再開館に向けた各種意見や提案等を受ける。

平成24年度前期及び後期に各1回開催する。

・サン・ファン館特別開館等

入館料無料開放…臨時イベントを開催するため、数日程度、無料開館を行う。

無休開館 ……休館中のため、実施しない。

開館時間延長……休館中のため、実施しない。

正月特別開館……休館中のため、実施しない。

・慶長使節400年記念事業

出帆400年を控え、「慶長使節400年記念事業実行委員会(仮称)」を設立するとともに、必要な関連事業を実施する。

(3) 復元船管理運営事業

復元船を貴重な県民の財産として維持管理するため、「フォアマスト等の復旧工事」、「木造船腐朽防止対策研究事業」及び「木造船文化の伝承事業」を実施する。

なお、大震災に伴い、船舶検査の受検が困難であるため、監督官庁の指導に基づき、当面、船舶検査は受検しない。

・法定検査、船体復旧工事

法定検査 ……大震災のため、受検しない。

船体復旧工事……フォアマスト等の復旧工事を行う。

・木造船腐朽防止対策研究事業

わが国の木造船の文化を後世に伝える貴重な資料である復元船サン・ファン・パウティスタを永続的に保存するため、復元船の木材の腐朽状況及び原因を明らかにし、腐朽を防止する、或いは、その進行を抑制するための対策を研究し、確立することを目的とする。

なお、本年度は、復旧状況等を勘案の上、必要に応じ、木造船腐朽防止対策研究部会を開催する。

・木造船文化の伝承事業

復元船のメンテナンス作業を担当する後継者を育成するため、船大工の技術を習得させ、併せてその記録を保存することにより、木造船の文化を後世に伝えていく。

(4) サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されているパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。

なお、大震災に伴い、必要な修繕や維持管理を行う。

・立体駐車場…310台駐車可能で無料開放している。

協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に再委託し、安全性と効率性を確保する。

① 清掃業務

② 警備業務

③ 施設管理業務

④ 植栽管理業務

⑤ 非常用発電機保守業務

3 収益事業

(1) グッズ等販売事業

休館中のため、原則休止とする。

4 法人管理

(1) 理事会・評議員会

平成24年度第1回理事会	平成24年5月下旬(予定)
平成24年度第1回評議員会	平成24年5月下旬(予定)
平成24年度第1回評議員会選定委員会	平成24年5月下旬(予定)
平成24年度第2回理事会	平成25年2月(予定)

(2) 慶長使節400年記念事業

平成25年に実施する慶長使節400年記念事業のイベント費用の一部として、平成22年度から平成24年度の各年度、300万円づつ積み立てを行う。

(3) 職員の異動

(4) 職員の健康管理等

